

現行計画（平成27年3月）の修正以後、各種大規模災害（平成28年の熊本地震、平成30年の西日本豪雨、令和元年の東日本台風など）が発生し、関係法令の改正(A)、上位計画の修正(B)、本市の防災対策等が変化(C)したことを踏まえ、主に次の点を修正した。

1 耐震化の促進

- A. 都耐震改修促進計画により、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の啓発、改修支援を実施<p40>
- C. 市耐震改修促進計画により、住宅等の耐震化100%（令和12年度）を目指し、啓発や各種支援を実施<p40>
- C. 危険なブロック塀の除去、建替費用を補助し、避難路沿道の耐震化を促進<p41>

2 洪水、土砂災害対策の推進

- B. 東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会が策定した「東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針」を踏まえ、流域の関係機関が一体となった大規模洪水対策を推進<p263>
- A. 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（市内11箇所、うち特別警戒区域5箇所）の指定を踏まえ、警戒区域における警戒避難体制の整備、特別警戒区域における開発規制等を実施<p42>
- A. また、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設（社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設で市内に3施設あり。）について、利用者の円滑な避難を確保する計画（避難確保計画）の作成等を促進<p42>

3 情報伝達体制の充実

- C. 令和元年に運用を開始した東村山防災navi（スマートフォンアプリ）の登録を市民等に普及し、平時から防災情報を広報するほか、災害時は被害情報の収集、共有を実施<p98>
- C. 防災行政無線メールシステム、防災行政無線電話応答システム、データ放送（Lアラートによる）、市公式ツイッター、HPなどを応報手段として活用<p99～100>

4 業務継続体制、受援体制の充実

- C. 東村山市業務継続計画（震災編）に基づく備えを推進するほか、各部署で作成した「BCPに基づく各所管における災害時業務遂行マニュアル*（非公表）」の点検、業務遂行体制の整備を推進<p77>
- C. 発災時は「東村山市避難所要員に関する規程」に基づいてあらかじめ指名した避難所要員が速やかに避難所へ参集、「市民の生命を保護する」ことに重点をおいた初動対応を実施<p136>
- A. 大規模災害時は、国の「被災市区町村応援職員確保システム」を活用し、災害マネジメントを担う「総括支援チーム」の派遣、対口支援による避難所運営や罹災証明等の応援を速やかに要請<p109>

5 地域防災力の強化

- C. 自主防災組織、自治会等の地域組織の協力を得て各小中学校に組織された避難所運営連絡会について、避難所の運営訓練、運営マニュアルの精査等の継続的な取組を促進<p60>
- C. 避難所運営連絡会に多様な視点を導入し、女性や外国人等の要配慮者に配慮した避難所運営に必要な知識やスキルを習得する研修等を推進<p136>

6 避難体制の充実

- B. 令和元年から導入された5段階の警戒レベルに対応した避難基準、市の対応、住民の行動を明記<p279>
- B. 柳瀬川等の浸水予想区域の修正を踏まえ、避難対象地区を修正<p280>
- C. 洪水、崖崩れに対する緊急避難場所で、警戒レベル2以下で開設するものを自主避難所（11箇所）に位置付け<p132>
- C. 警戒レベル2以下では自主避難所（11箇所）を状況に応じて開設し、警戒レベル3以上では避難所を状況に応じて開設して自主避難所は避難所に移行<p282>
- B. 災害時における専用水道及び駐車場等施設の使用等に関する協定書（平成29年締結：西部鉄道株式会社）に基づく駐車場の利用をはじめ、多様な避難形態に対応可能な体制の整備に努める<p136>

7 緊急輸送対策の強化

- A. 緊急通行車両の通行確保のため、道路管理者は区間を指定して障害となる車両等の運転者等に車両の移動等を命じ、運転者不在等の場合は自ら車両の移動等を実施<p145>

8 医療・福祉・救護体制の充実

- B. 福祉避難所の運営支障がある場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請<p139>
- B. 医療救護活動等を統括、調整する医療救護活動拠点を市役所いきいきプラザに設置<p150>
- B. 医療救護所を病院等の前に設置する緊急医療救護所と避難所等に設置する避難所医療救護所に区分<p152>

9 新型コロナウイルス等感染症対策の追加

- B. 台風接近時は、自宅療養者に在宅避難を前提に避難所等の情報を提供<p159>
- B. 保健所等と連携して、濃厚接触者等の健康観察、避難所閉鎖後の消毒等を実施<p159>
- B. 避難所には、検温・問診所、濃厚接触等の専用スペース、自宅療養者の待機スペース等を設け、換気、清掃等を実施<p159>

10 物資確保の充実

- B. 市民等は在宅避難に向けて食品等の日常備蓄を最低3日分、推奨1週間を実施<p56>
- B. 救援物資等の支援を円滑に受けられるよう、国が導入した「物資調達・輸送調整システム」に、備蓄物資や物資受け入れ拠点（候補施設：スポーツセンター）の状況を登録<p166>

11 帰宅困難者対策の強化

- B. 都が都立学校等を帰宅困難者一時滞在施設として指定したこと、多磨全生園と災害協定を締結したことを踏まえ、これらの施設を都の運営マニュアルや協定に基づいて活用するほか、継続して関係機関との連携強化に努める<p167>

12 応急住宅対策の充実

- B. 家屋被害調査は、状況に応じて航空写真、応急危険度判定の結果等を活用するなど適切な手法で実施<p179>
- C. 罹災証明の発行、被災者台帳の作成等に当たっては、平成30年に導入した「東京都被災者生活再建支援システム」を利用して速やかに対応<p179>
- B. 多磨全生園との災害協定を締結したことにより、応急仮設住宅の設置候補地の確保を推進<p182>

13 ライフライン対策の充実

- C. 市と東京電力の災害協定に基づき、大規模停電等が発生した場合は相互に協力して停電情報及び道路・河川等の状況の情報共有、重要施設の優先復旧、広報活動等を実施<p189>

14 その他

- C. 災害協定を締結した東村山市環境整備事業協同組合、東多摩再資源化事業協同組合を公共的団体に追加<p15>

（注）箇条書きの先頭に表示した「A」は関係法令等の改正によるもの、「B」は上位計画の修正によるもの、「C」は市の取組によるものであることを示す。